

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版①)

第 1 章 総論

1. ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下単に「事業所等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

2. こども施策全体の基本理念

こども施策の基本理念	○ 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。 ○ 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。 ○ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。 ○ 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。 ○ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。 ○ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
------------	--

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第 2 章 児童発達支援の全体像

1. 定義

- 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療・・・を行うことをいう。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

2. 役割

(1)	児童発達支援の役割	○ 主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態及や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。 ○ 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。
(2)	児童発達支援センターの中核的役割	○ 地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、(1)の役割に加えて、自治体や、障害福祉・母子保健・医療・子育て支援・教育・社会的養護など、こどもの育ちや家庭の生活に関わる様々な分野の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくこと。

3. 児童発達支援の原則

(1)	児童発達支援の目標	こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。 ○ アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実 乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、安定したアタッチメント（愛着）を形成していくこと。将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。 ○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。 ○ こどもと地域のつながりの実現 こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。 ○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。
-----	-----------	--

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版③)

3. 児童発達支援センターの原則(続き)

(2)	児童発達支援の方法	○ こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。 ■ こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達上のニーズ等の把握 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要 ■ 総合的な支援 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援 ■ 特定の領域に重点を置いた支援 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援 ○ こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。
(3)	児童発達支援の環境	○ こどもが興味関心を広げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。 ○ こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、設備や環境を整え、衛生管理や安全の確保等に努めること。 ○ 温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。 ○ こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。
(4)	児童発達支援の社会的責任	○ 権利行使の主体としてこどもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発達支援を行うこと。 ○ こどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応すること。 ○ 地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、事業所等が行う児童発達支援の内容を適切に説明すること。 ○ 支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じること。 ○ 通所するこどもやその家族の個人情報を適切に取り扱うこと。

第 3 章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的内容

1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項

こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、保育所等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「特別支援学校幼稚園部教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容についても理解し、支援に当たることが重要である。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく必要**。

5 領域	健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
	○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的生活スキルの獲得	○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応	○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 (感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成) ○行動障害への予防及び対応	○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○言語の形成と活用 ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション等	○アタッチメント（愛着）の形成と安定 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加
	障害特性に応じた配慮事項				
	視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙（選択性かん黙）、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。				
	特に支援を要する家庭のこどもに対する支援にあたっての留意点				
	こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点（例：虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点）に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気づきやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。				

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる**親子関係や家庭生活を安定・充実**させることが、こどもの**「育ち」や「暮らし」の安定・充実**につながる。



- アタッチメント（愛着）の形成
- 家族（きょうだいを含む。）からの相談に対する適切な助言等
- 障害の特性に配慮した家庭環境の整備

③移行支援

支援の中に**「移行」という視点**を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その**移行先への移行に向けた支援**を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが**地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるよう支援**を提供していくことが重要。



- 保育所等への移行支援
- ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- 同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の**関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携**して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。



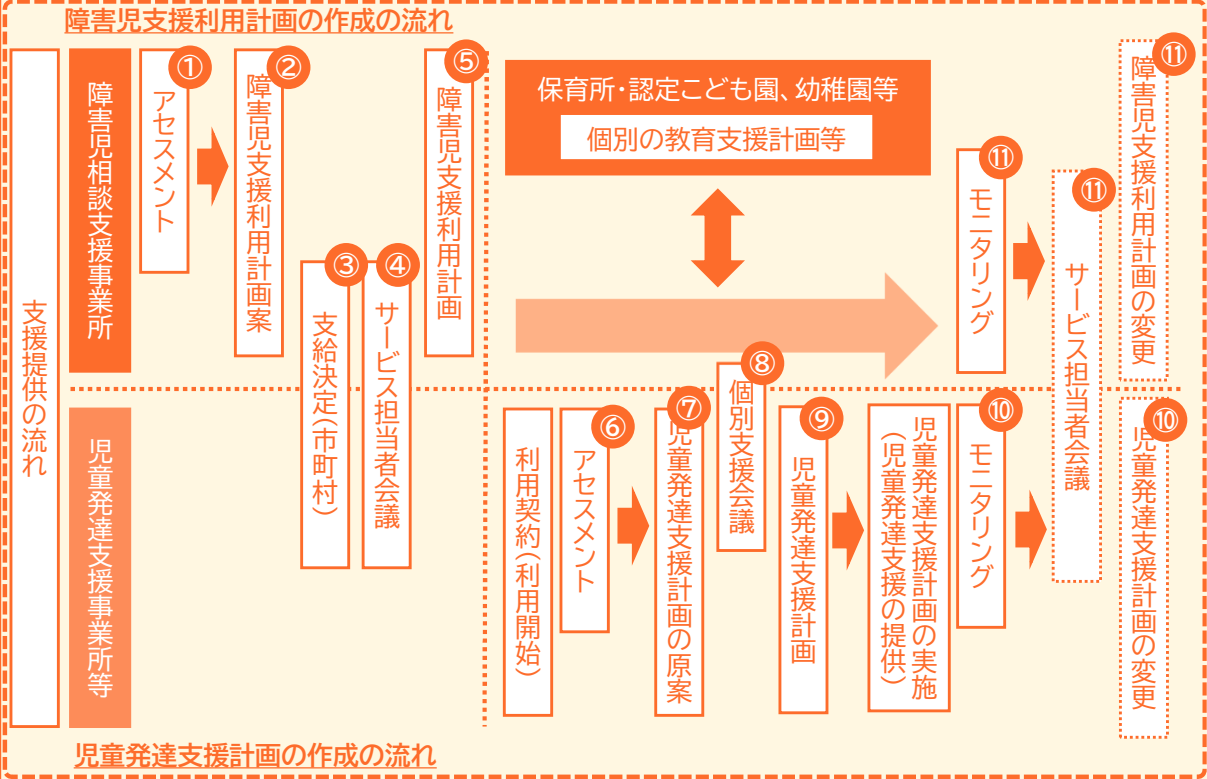
- 通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑤)

2. 児童発達支援の内容

第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

- ① 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、**総合的な援助方針**を提案する。
- ② 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、障害児通所支援や障害福祉サービスの中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと、**障害児支援利用計画案**を作成する。
- ③ 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勧案し、事業所等の利用についての**支給決定**を行う。

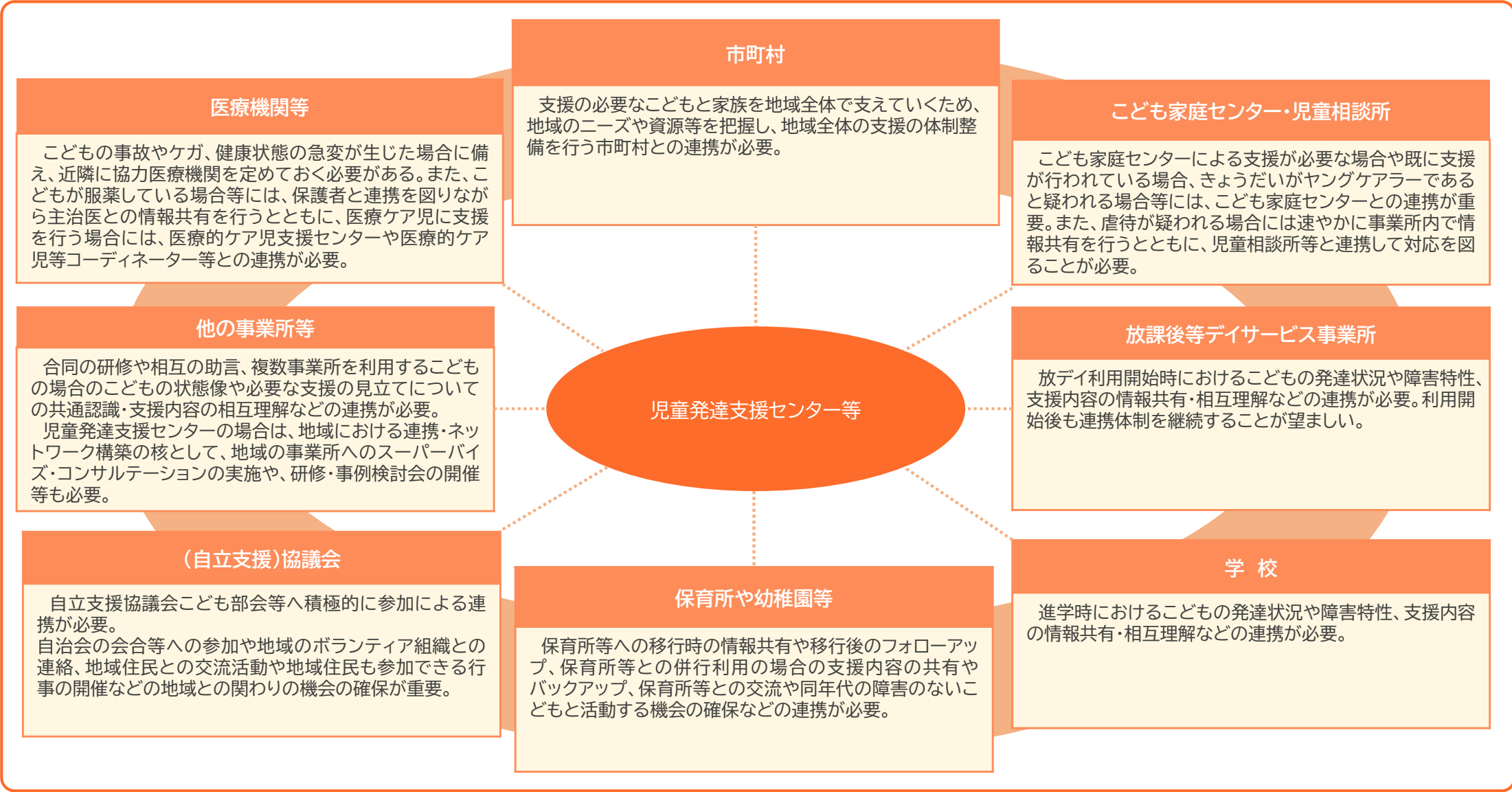


- ④ 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた**担当者会議**を開催する。担当者会議には、**こどもや家族、事業所等の児童発達支援管理責任者や職員**、他の支援等を利用している場合にはその**担当者**、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- ⑤ 相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと**障害児支援利用計画**を確定し、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に**交付**する。

- ⑥ 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、**本人支援の5領域**(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえた**アセスメント**を実施する。
※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。
- ⑦ 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、**児童発達支援計画**を作成する。
将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- ⑧ **個別支援会議**の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用や、個別支援会議を欠席する職員がいる場合の会議の前後での情報共有も可能である。いずれにしても、**こどもの支援に関わる全ての職員に必ず意見を聴く機会を設ける**ことが求められる。
また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、**こども本人や保護者の意見を聴く**ことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。
- ⑨ **児童発達支援計画**には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容(5領域との関連性を含む。))」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、**つながりを持って作成していく**ことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。
児童発達支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。
- ⑩ **児童発達支援計画**は、概ね6か月に1回以上**モニタリング**を行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。
障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、**障害児相談支援事業所と相互連携**を図りながら、情報共有を行うことが重要である。
モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、**児童発達支援計画の積極的な見直し**を行う。
- ⑪ **障害児支援利用計画**は、一定期間毎に、**モニタリング**を行うことになっており、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて**担当者会議**を開催し、**障害児支援利用計画を見直す**。

第 5 章 関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、事業所等は、日頃から、関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要なこどもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、こどもの支援が保育所等や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。



児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑦)

第 6 章 児童発達支援の提供体制

1. 組織運営管理

自己評価の実施・公表・活用	○ 自己評価については、従業者評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。 ○ 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、さらに強化・充実を図るべき点(事業所等の強み)や、課題や改善すべき点(事業所等の弱み)を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。 ○ 事業所等の自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて行った改善の内容については、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、事業所等で発行している通信に掲載したり、保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。 ○ 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。
支援プログラムの作成・公表	○ 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。 ○ 作成された支援プログラムについては、事業所等の職員に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和6年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。 なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

2. 衛生管理・安全管理対策等

衛生管理 健康管理	○ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施が必要である。 ○ こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、こどもの来所持の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。 ○ 感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画(BCP)を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。 ※新興感染症の場合は、インフルエンザ等の感染症とは異なる対応も想定されることを念頭に置く必要。 ○ アレルギー対策として、除去食や制限食で対応できる体制を整えることや、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際に事前に提供する場合について周知すること等が必要である。
非常災害対策	○ 非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、非常災害に関する具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練(地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要)、事業継続計画(BCP)の策定が必要である。 ○ 障害のあるこどもについては、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要である。
緊急時対応	○ こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合の保護者、協力医療機関及び主治医への連絡や、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、医療的ケア児について生命に関わる事態が起きた場合の対応を学び実践できるようにしておくこと等が必要である。 ○ こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の使用)に関する知識と技術の習得に努めることが必要である。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

第 6 章 児童発達支援の提供体制

2. 衛生管理・安全管理対策等(続き)

安全管理	○ 安全計画の策定・周知、研修や訓練の定期的な実施、安全点検や安全管理マニュアル(リスクの高い場面において気を付けるべき点や職員の役割等を明確にしたもの)の作成が必要である。 ※ 送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要。 ○ 事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが求められていることから、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所等の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。 ※ 事故事例の検証やヒヤリ・ハット事例の検証、事故原因の共有と再発防止の取組が必要。 ○ 送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、こどもの乗降時の際の点呼や自動車にブザー等の安全装置を装備することが必要である。 ○ 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。
------	--

第 7 章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上の取組

職員の知識・技術の向上	○ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。
研修の受講機械等の提供	○ 研修の実施・参加等のほか、喀痰吸引等の研修の受講(医療的ケア児や重症心身障害児への適切な支援のため)や、強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修を受講(強度行動障害のあるこどもへの適切な支援のため)させることも重要である。
スーパーバイズ等の活用	○ 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含め、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。

2. 権利擁護

虐待防止の取組	○ 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要である。 ○ 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所できこりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施できるようにする必要がある。 ○ 職員による虐待を発見した場合は市町村の窓口に、保護者による虐待を発見した場合は、市町村、福祉事務所又は児童相談所等へ通報する必要がある。
身体拘束への対応	○ 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。 ○ やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たすことが必要となる。身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、組織的に決定する必要があり、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。 ○ 身体拘束を行った場合には、記録を行うことが必要である。